

いろいろなコミュニケーション手段

障がいのある人が使用するコミュニケーション手段には、さまざまな種類があります。障がいのある人とコミュニケーションをするときは、どのような方法がよいか本人に確認するなど、その時々状況に応じて最も適した手段を選択しましょう。

コミュニケーション手段の一部（人によっては複数の方法を併用されます）

手話	手や指の動きなどの視覚情報により意思の疎通などを行うもの
触手話	視覚と聴覚に障がいのある人（盲ろう者）が手話を表現する相手の手に触れて情報を取得するもの
要約筆記	支援者がパソコンやノートに筆記するなどの方法で音声情報を要約し、文字などで情報を伝えるもの
点字	平面から盛り上がった6つの点により文字を表現するもの
指点字	視覚と聴覚に障がいのある人の指を点字タイプライターのキーに見立てて、支援者が指で触れて情報を伝えるもの
音訳	書籍などの視覚情報を音声で録音し、情報を伝えるもの
視覚支援	図やイラストなど目で見てわかるものを使って情報を伝えるもの
やさしい日本語	難しい言葉が苦手な人や、日本語が得意でない人にもわかりやすいように、表現をかえるなどの配慮を行い伝えるもの

大切なことは、その人に伝えようとする気持ちだね。
その人に合った伝え方で、自分にできることから取り組みむことが大切なんだね。



自分のできる合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。

《具体例》



- 駅などで、申し出により券売機の操作を手伝う
- 聴覚障がいのある人からの申し出により手話や筆談で対応する
- 意思を伝え合うために、絵や写真、タブレット端末などを使う

甲賀市 健康福祉部 障がい福祉課
〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
TEL 0748-69-2161 FAX 0748-63-4085
e-mail koka10253800@city.koka.lg.jp

甲賀市手話言語及び

情報・コミュニケーション促進条例が

できました



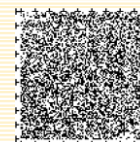
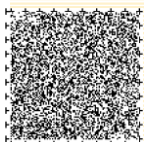
聞こえない人やその周りの人にとって、手話は長い歴史の中で大切にされてきたことば（言語）です。
障がいのある人たちは、いろいろな方法で自分の気持ちをみんなに伝えていきます。

「手話が言語である」ということを正しく知り、障がいの特性に合わせたさまざまなコミュニケーション手段を普及し、利用を進めることで、障がいのある人もない人も分け隔てられることのない、誰もが住みやすいまちづくりの取り組みのひとつとして条例ができました。

甲賀市

「ユニボイス」って知っていますか？

ユニボイスは、日本視覚障がい情報普及支援協会が開発した2次元コードで、専用アプリで文字の読み上げができます。視覚による情報を得ることが難しい人に伝えられる手段のひとつです。
このコードを読み込むと、このページの文字データが読み上げられます



なぜ条例が必要なの？

「障害者基本法」や「障害者の権利に関する条約」などで『言語に手話を含めること』や『障がい者の情報取得とコミュニケーション手段の利用機会の確保』が定められています。が、社会の中にあるバリア（社会的障壁）により、障がいのある人が日常生活や社会生活において制限を受けている現状があります。

障がいの有無にかかわらず、誰もが色々なことを知ったり、自分の考えを伝えあい、色々な活動に参加できる共生社会（一人ひとりを大切に作る社会）の実現のために条例が必要です。

【基本理念】

- ①手話が言語であることを理解の促進及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が相互の理解及び人格と個性を尊重することを基本として行います。
- ②個人の障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保するため、市、市民及び事業者が責務と役割を相互に認識し、連携して取り組みます。

条例のポイント

- 手話が言語であることを理解すること
- 障がいの特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段の普及と利用促進

- 障がいの有無によって分け隔てられないことがない共生社会の実現

市民の役割

- ◆基本理念の理解
- ◆障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行う



市の責務

- ◆手話が言語であることの理解の促進
- ◆障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進
- ◆障がい特性に応じた合理的配慮
- ◆緊急時や災害発生時に多様なコミュニケーション手段が利用される共生社会の実現

事業者の役割

- ◆基本理念の理解
- ◆市の施策への協力
- ◆障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行う

具体的な取り組み

【手話の理解の促進】

- ①手話奉仕員養成講座
- ②出前講座
- ③手話通訳者・要約筆記者派遣

【障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用するための合理的配慮】

- ①ヘルプマークや耳マークの掲示
- ②専任手話通訳員の設置
- ③手話通訳者・要約筆記者派遣
- ④筆談や補聴支援用具による窓口対応
- ⑤点字封筒による書類の送付
- ⑥補聴器、音声時計、重度障がい者用意思伝達装置などの購入や修理の補助

【緊急時や災害発生時に多様なコミュニケーション手段が利用可能な共生社会の実現】

- ①避難行動要支援者同意者名簿登録案内
- ②聴覚障がい者用災害時ビブスの交付
- ③デフメール（聴覚障がい者向けのメール）による情報発信と問い合わせ
- ④聴覚障がい者用緊急通報端末（タブレット・ブレスレット）による情報発信

コミュニケーションで困ること…

- ・外見では気づいてもらえない
- ・周囲の状況が分かりにくい
- ・難しい言葉やあいまいな言葉が分かりにくい
- ・音声や視覚による情報の取得が難しい
- ・正しく伝わらない、伝わりにくい
- ・うまく自分の思いを言葉で伝えることが難しい

社会の中にある

バリアって？

障がいのある人にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となる物事、制度、慣行、概念など

- ・車いすを使用している人が段差をあがれないのは、身体障がいがあるからではなく、段差があるという状況に原因があると考えます
- ・情報の伝え方が不十分なために必要な情報が得られないことや、周囲からの心無い言葉、無関心などがあります

